

( 整理番号 2012 )

## 長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金 ( 3 業種 ) 合同専門部会 議事録

開催日時	令和 2 年 9 月 17 日 10 : 30 ~ 11 : 30			
場所	ホテル信濃路			
出席状況	計 量 器 等	公益代表委員	出席 2 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	は ん 用 等	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	各 種 小 売	公益代表委員	出席 2 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会運営規程について 2 特定最低賃金に関する諮問経緯について 3 最低賃金改定の推移ほか各種統計資料について 4 今後の審議の進め方について 5 その他			
議事録	<p>大日方室長</p> <p>それでは、定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会令和 2 年度特定最低賃金 ( 3 業種 ) 第 1 回専門部会を開催いたします。</p> <p>各専門部会の定足数を確認いたします。本日の出席者につきましては、計量器等専門部会が委員総数 9 名中、本日の出席委員は 8 名でございます。次に、はん用機械等専門部会が委員総数 9 名中、本日の出席委員は 9 名でございます。次に、各種商品小売業専門部会委員総数 9 名中、本日の出席委員は 8 名でございます。</p> <p>各専門部会につきまして、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定</p>			

により、それぞれ3分の2以上の出席がございますので、各専門部会はいずれも有効に成立していることをご報告いたします。

部会長の代表が決まるまでの間、事務局が議事を進行させていただきますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

はじめに、労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

小島労働基準部長

労働基準部長の小島でございます。本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、ご多忙の中、今般の特定最低賃金の専門部会委員をお引き受けいただきましたことに、事務局を代表しまして感謝申し上げる次第でございます。ご案内のとおり、3業種の特定最低賃金につきましては、先月8月21日に開催されました長野地方最低賃金審議会におきまして、当局の局長より改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。これからご審議いただきます、特定最低賃金改正決定の審議におきましては、労使のイニシアティブが求められているところでございまして、また、今年7月20日にご報告いただいております、運営問題小委員会報告では、特定最低賃金につきましては、改正発効は原則従来どおりとする、また、全会一致に限り部会の決議を審議会の決議とするといった基本方針が議決されているところでございまして、従前、各部会におきましても全会一致の議決をいただき、総会までは持ち越されてはいないといった、労働者側、使用者側の円滑な審議が行われているところでございます。今年度につきましては、コロナ禍における大変難しい時期にご審議いただくこととなりますけれども、事務局といたしましても、円滑な審議運営となりますよう最大限努めて参りますので、各委員の皆様方におかれましては、引き続き日程調整などにつきましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大日方賃金室長

続きまして、特定最低賃金3業種の専門部会の各委員につきます

では、お手元の資料 1 - 1 から 1 - 3 までの各専門部会委員名簿を配付しておりますので、名簿の配付をもちまして委員紹介とさせていただきます。

なお、本日の欠席委員は、名簿のうち計量器等専門部会及び各種商品小売業専門部会に所属しておられる公益代表の山本委員が欠席されています。

続きまして、部会長及び部会長代理の選出についてお諮りいたします。選出については、最低賃金法第 25 条第 4 項において、同法第 24 条の『公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。』を準用すると定められております。

従来、公益委員のご協議により決めていただいておりますが、いかがいたしましょうか。

< 「公益委員に一任」の声あり >

大日方賃金室長

それでは公益委員でご協議方よろしく申し上げます。ご協議がまとまりましたら、結果のご発表をお願いします。

< 公益委員協議 >

昆委員

計量器等専門部会は、部会長が倉崎委員、部会長代理が吉村委員。はん用機械等専門部会は、部会長が吉村委員、部会長代理が倉崎委員。各種商品小売業専門部会は、部会長が吉村委員、部会長代理が倉崎委員となりました。

大日方賃金室長

只今ご発表いただきましたとおり決定することによろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

大日方賃金室長

それでは、ご発表のとおり決定しましたので、よろしく願いい

たします。

各部会長が選任されましたが、本日は3部会合同での第1回目の専門部会でありますので、これからの議事の進め方についてお諮りいたします。

合同での開催の場合は、従来より各部会長でご協議の上、部会長代表を決めていただき、部会長代表に議事を進行していただいております。今回も、従来と同様にさせていただければと考えておりますが、如何でしょうか。

<「異議なし」の声あり>

大日方賃金室長

それでは部会長又は部会長代理でご協議をお願いいたします。

<部会長、部会長代理で協議>

大日方賃金室長

決まりましたらご発表をお願いします。

吉村委員

計量器等専門部会長の倉崎委員に部会長代表となっただくこととしましたので、よろしくをお願いいたします。

大日方賃金室長

それでは、これからの議事について、倉崎部会長代表をお願いいたします。

倉崎部会長代表

部会長代表に就任いたしました倉崎でございます。これからは、いわゆる各論ということで、総論である県最賃のところでも新型コロナウイルスによる労使それぞれに対する大変な影響を踏まえて、十分な検討をされたところでございますが、基本的なアプローチは、各論である特定最低賃金においても同様と考えており、大変難しい判断を迫られるということは県最賃と同様と考えております。本日は、実質の審議に入る前提として、実質審議が充実したものとなり

ますよう十分な準備のための討議が尽くされればと思います。よろしく願いいたします。

本日の議題は、第1に特定最低賃金専門部会運営規程について、第2に特定最低賃金に関する諮問経緯について、第3に最低賃金改定の推移ほか各種統計資料について、第4に今後の審議の進め方について、第5にその他を予定しています。

さて、本日の合同による専門部会は原則公開となっておりますので公開とします。なお、事務局で審議会会議公開要綱第3条に基づき、公開の公示をしたところ、本日1名の傍聴希望者がありましたので、ご報告いたします。

また、第2回以降の専門部会の公開か非公開については、各専門部会運営規程第6条に基づき各部会長が判断することとされておりますが、2回目以降は具体的な金額審議等を予定しておりますので、従前のおり非公開といたします。

次に、「最低賃金法第25条第5項に基づく関係労使の意見について」公示をした結果について、事務局から報告願います。

大日方賃金室長

最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項の規定により、関係労使からの意見聴取の公示を令和2年8月21日から9月11日までの21日間行いましたが、関係労使からの意見書の提出がなかったことをご報告します。

倉崎部会長代表

只今の事務局からの説明について何かご質問はありますか。

< 特段質問等なし >

倉崎部会長代表

では、議題1の「特定最低賃金専門部会運営規程について」に入ります。事務局で案がありましたら説明願います。

大日方賃金室長

それでは、各専門部会の運営規程(案)について説明いたします。

資料 3 - 1 から 3 - 3 までは各専門部会の運営規程となっております。

従来の各専門部会規程の第7条「議事要旨」につきまして、変更案を提出させていただきました。これにつきましては、資料 2 の「長野地方最低賃金審議会運営規程」における第7条「議事録及び議事要旨」と同じ表現とし、平仄を揃えております。

従いまして、会議の議事については議事録を作成し、部会長及び部会長が指名した2名の方に署名をいただくこととなります。

なお、第1回専門部会、今回の合同部会につきましては公開とされておりますので、議事録により公開することとなりますが、資料 4 の「審議会会議公開要綱」の3頁「審議会等の公開・非公開」について(別紙)の取扱い項番2の(2)に基づき、第2回目以降の専門部会は非公開ですので、議事録の作成を行い、3名の方に署名をいただきますが、議事録の公表はせず、議事要旨を作成の上、議事要旨を公開することとなりますのでご了承ください。

倉崎部会長代表

只今説明のありました特定最低賃金専門部会運営規程について、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

特にご意見等なければ、この規程により各専門部会を運営していくことにいたしますが如何でしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

倉崎部会長代表

ご承認いただきましたので、この規程により今年度の各専門部会を運営していくことにいたします。(案)を削除していただき、附則にある施行日を本日、令和2年9月17日としてください。

では早速、本日の議事録署名人を指名します。労働者代表委員が山口委員、使用者代表委員が水本委員にお願いします。

次に、議題2の「特定最低賃金に関する諮問経緯について」事務局より説明願います。

大日方賃金室長

特定最低賃金に関する諮問経緯につきましては、資料 5 をご覧ください。

まず、4枚目以降に「特定最賃改正決定申出書の写し」を添付しております。この申出を受けまして、8月5日付けをもちまして、長野労働局長から審議会長へ特定最賃改正決定の必要性の有無について諮問させていただきました。この諮問に基づきまして、審議会でご審議をいただき、8月21日付けをもって、審議会長から長野労働局長あて特定最賃改正決定の必要性の有無について答申をいただきましたので、同日付けをもちまして、長野労働局長から審議会長あて特定最賃改正について諮問をさせていただいております。諮問内容は、3業種の改正決定について調査審議をお願いするものです。

倉崎部会長代表

只今の説明について、何かご質問はありますか。

< 特段質問等なし >

倉崎部会長代表

それでは、次に、議題3の「最低賃金改定の推移ほか各種統計資料」について、事務局から説明願います。

大日方賃金室長

各種統計資料につきましては、資料 8 から 17 まで、最新の経済状況等の資料を配付させていただいております。

まず、8の1及び8の2は、特定最低賃金を含む長野県における最低賃金額改定の推移で、8の1が発効年月日を入れたもの、8の2が引上げ額等のわかる資料となっております。資料 9 は、3業種の特定最低賃金に係る長野県賃金実態調査結果報告書で、9の1が計量器等の調査結果、9の2がはん用機械器具等の調査結果、9の3が各種商品小売業の調査結果となっております。資料 10 は令和2年春闘妥結状況、11、12は毎月勤労統計の6月分、13は長野県鉱工業指数、14は長野市消費者物価指数、15は企業短観、16は法人企業景気予測調査、17は最近の雇用情勢を配付しており

ます。今後の審議の基礎資料にしていいただければと思います。

倉崎部会長代表

只今の資料説明について、ご質問、ご意見等ありますか。

< 特段質問、意見等なし >

倉崎部会長代表

では質問が無いようなので次に、議題4の「今後の審議の進め方について」に入ります。事務局案がありましたら説明願います。

宮澤室長補佐

専門部会におけるこれからの審議の進め方について説明させていただきます。それでは資料 6 として配付しております7月20日付けの「運営問題小委員会長報告(写)」をご覧ください。

最低賃金審議会の審議に当たっての基本的事項につきましては、従来から運営問題小委員会の報告に基づき審議していただいております。

特定最低賃金につきましては、この報告の記の2にあります(1)から(4)により審議していただくこととなっております。特定最賃の発効につきましては、(1)のとおり「発効は、原則、従来どおりとする」とされ、従来の表現に「原則」の文言が追加されました。これは、審議会委員から特定最賃の審議について、十分な審議期間を設けるようにとの要望を受けまして、審議状況に応じ、発効日について柔軟性をもたせる意味で原則が追記されています。

また、審議の回数につきましては、(3)のとおり「3回を目途に結審する。」、(4)には「結審は、全会一致に限り審議会令6条第5項を適用する。」とされ、各専門部会で、全会一致で決議された場合に限り審議会令第6条第5項を適用し、各専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとされております。

それでは、今後の審議の日程につきまして、改めまして資料 7 をご覧ください。

この資料は、従来の発効日を基点としまして、各委員の日程をみた上で、審議回数3回、予備日1日により全会一致で結論が出た場合



の日程案となっております。

具体的に説明いたしますと、計量器等専門部会は、発効日が11月27日金曜日、第2回専門部会が9月24日木曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室において、第3回専門部会が9月28日月曜日午前10時30分からホテル信濃路において、予備日、第4回専門部会又は総会が9月29日火曜日午前10時30分からホテル信濃路において、答申期限が9月29日火曜日、異議申出期限が10月14日水曜日、異議の申出ありの場合の異議審開催期限が10月15日木曜日となっております。

次に、はん用機械器具専門部会は、発効日が11月27日金曜日、第2回専門部会が9月24日木曜日午後1時30分から長野労働基準監督署会議室において、第3回専門部会が9月28日月曜日午後1時30分からホテル信濃路において、予備日、第4回専門部会又は総会が9月29日火曜日午後1時30分からホテル信濃路において、答申期限が9月29日火曜日、異議申出期限が10月14日水曜日、異議の申出ありの場合の異議審開催期限が10月15日木曜日となっております。

次に、各種商品小売業専門部会は、発効日が12月31日木曜日、第2回専門部会が10月8日木曜日午前10時30分からホテル信濃路において、第3回専門部会が10月16日金曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室において、予備日、第4回専門部会又は総会が10月26日月曜日月曜日午前10時30分からホテル信濃路において、答申期限が10月26日月曜日、異議申出期限が11月10日火曜日、異議の申出ありの場合の異議審開催期限が11月11日水曜日となっております。

なお、各専門部会委員による日程調整におきまして、従来の発効日を基点とした答申日とならない場合は、事務局(案)日程表の次に添付してございます「令和2年度答申要旨の公示日別最短効力予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)」の表の左端答申欄の日に応じ、表の右端発効欄の日が法定発効日となりますので、その点も考慮の上、日程調整をお願い申し上げます。

倉崎部会長代表

只今、事務局案が示されましたが、今後の日程につきましては、事前の各委員への出欠伺いを前提に集約したものが事務局案であると理解しておりますので、専門部会ごとに事務局案を中心に各委員の事情を加味して検討をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

倉崎部会長代表

それでは、今後の日程につきましては、それぞれの専門部会に分かれて、主として事務局案を中心にご検討をいただきますが、複数の専門部会を兼任されている委員がいらっしゃいますので、まずは、審議期間が9月となります計量器等専門部会、はん用機械等専門部会から会場前方にお集まりいただき、ご検討をお願いします。

私から見て左側が計量器等専門部会、右側がはん用機械等専門部会、それぞれお集まりいただき、日程の調整をお願いします。

3つの専門部会とも、部会長が私、部会長代理が吉村先生、または、入れ替わって部会長が吉村先生、部会長代理が私となっています。事前に、私と吉村先生が調整した日程がございまして、この日程をお示ししますので、日程調整の中で斟酌いただければと思います。

< 計量器等、はん用機械等の2つの専門部会に分かれて日程調整 >

倉崎部会長代表

計量器等、はん用機械器具等専門部会の調整が終わったようですので、次に審議期間が10月となります各種商品小売業の専門部会につきまして、会場前方にお集まりいただき、ご検討をお願いします。

< 各種商品小売業専門部会にて日程調整 >

倉崎部会長代表

3つの専門部会の日程調整が終わりましたので、事務局から日程の確認願います。

宮澤室長補佐

それでは事務局から日程の確認をさせていただきます。

まず、計量器等専門部会は、第2回が9月24日木曜日午前10時30分から、第3回が9月28日月曜日午前10時30分から、予備日となる第4回が10月5日月曜日午前10時30分から開催となりました。

次に、はん用機械等専門部会は、第2回が9月24日木曜日午後1時30分から、第3回が9月28日月曜日午後1時30分から、予備日となる第4回が10月12日月曜日午前10時30分から開催となりました。

次に、各種商品小売業専門部会は、第2回が10月8日木曜日午前10時30分から、第3回が10月16日金曜日午前10時30分から、予備日となる第4回が10月26日月曜日午前10時30分から開催となりました。

以上でよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

宮澤室長補佐

それでは、只今ご了解いただいた日程に基づき、日程表を作成の上、送付させていただきます、また、開催場所を入れた開催通知も後日送付させていただきますので、よろしく申し上げます。

倉崎部会長代表

最後に、議題5の「その他」ですが、事務局、何かありますか。

大日方賃金室長

それでは、直近の第2回専門部会の開催につきまして、再度、確認させていただきます。

計量器等専門部会が9月24日午前10時30分から、はん用機械器具等専門部会が9月24日午後1時30分から、各種商品小売業専門部会が10月8日午前10時30分からとなりますので、ご出席をお願いいたします。

倉崎部会長代表

他はどうですか。労働者代表委員、何かございますか。

< 意見等なし >

倉崎部会長代表

使用者代表委員、何かありますか。

< 意見等なし >

倉崎部会長代表

それでは、以上をもって閉会とします。ご苦労様でした。